(趣旨)

- 第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道等に生活排水を排出できない地域において、高度処理型浄化槽の設置をする者に対して、予算の範囲内において小美玉市高度処理型浄化槽設置事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、小美玉市補助金等交付規則(平成18年小美玉市規則第41号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2号に規定する構造基準に適合する浄化槽であって、 次のア及びイに該当するものをいう。
 - ア 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが20mg/L(日間平均値)以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するもの
 - イ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である公益社団法人茨城県水質保全協会で実施する 「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたもの
 - (2) 高度処理型浄化槽 浄化槽のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 窒素又はりん除去能力を有する浄化槽で、放流水の総窒素濃度が20mg/L以下又は総りん濃度が1mg/L以下の機能を有するもの
 - イ 高度窒素除去能力を有する浄化槽で、BOD除去率95パーセント以上、放流水のBODが10mg/L(日間平均値)以下、総窒素濃度が10mg/L以下の機能を有するもの
 - ウ 窒素及びりん除去能力を有する浄化槽で、放流水のBODが10mg/L以下、総窒素濃度については10mg/L以下、総りん濃度については1mg/L以下の機能を有するもの
 - (3) 単独処理浄化槽 便所と連結してし尿のみを処理し、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により定められた計画に従って市が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
 - (4) くみ取り便槽 し尿を貯留するために便器下に据え付けられた便槽であって、定期的に人力あるいは機械によってし尿がくみ取られ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村のし尿処理施設で処理されているものをいう。
 - (5) 専用住宅 主として居住を目的とした住宅(小規模店舗等を併設したもの(住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるものに限る。)を含む。)をいう。
 - (6) 新設 建築物のない土地に、新たに建築物を建築し、高度処理型浄化槽を設置することをいう。
 - (7) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、高度処理型浄化槽を設置することをいう。(同一敷地内において、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を有する建築物を取り壊し、新たに高度処理型浄化槽を有する建築物を建築する場合を含む。)
 - (8) 単独処理浄化槽の雨水貯水槽への再利用 単独処理浄化槽の転換により使用を廃止する単独処理浄化 槽を雨水貯水槽へ再利用することをいう。
 - (9) 宅内配管工事 高度処理型浄化槽への転換により、新たに設置する宅内の配管で新規浄化槽への流入管 (トイレ、台所、洗面所、風呂など)、枡の設置、浄化槽からの放流先まで(住居敷地に隣接している側溝又は敷地内処理装置(蒸発散装置)まで)をいう。

(補助対象地域)

- 第3条 補助金の交付対象となる地域は、次に掲げる区域を除く市内全域とする。
 - (1) 下水道法第2条第8号に規定する処理区域及び同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域
 - (2) 農業集落排水事業実施区域
 - (3) 住宅団地等において、処理施設を有し、集合処理している区域
- 2 <u>前項</u>の規定にかかわらず<u>前項第1号</u>及び<u>第2号</u>の区域内において、概ね7年以上整備が見込まれない地域については、補助金の交付対象地域とすることができる。

(補助対象者)

- 第4条 補助対象者は、<u>前条</u>に規定する地域において、専用住宅に処理対象人員10人以下であり、かつ、<u>第2条第2</u> 号に規定する高度処理型浄化槽を当該年度設置(転換する場合を含む。)をする者で、当該住宅に住所を有する者 (当該補助の事業年度内に住所を有する者を含む。)とする。
- 2 補助対象者は、浄化槽の使用開始後、浄化槽法第7条の規定に基づく水質検査及び同法第11条の規定に基づ く年1回の定期検査を受けなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助の対象としない。
 - (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の 規定による設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
 - (2) 販売及び賃貸の目的で浄化槽付き住宅等を建築する者
 - (3) 専用住宅又は敷地を共有又は借りている者で、共有人又は賃貸人の承諾が得られない者
 - (4) 社員又は職員等の福利厚生のための住宅又は公営住宅に浄化槽を設置する者
 - (5) 市税等の未納がある者
 - (6) 申請時に市外に在住していたもので、浄化槽の設置工事完了後、申請をした年度末までに、本市へ住民票 を異動していない者
 - (7) 既設合併浄化槽の更新又は改築により浄化槽を設置する者 (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、高度処理型浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、<u>次の各号</u>に定める額とする。この場合において、<u>各号</u>に定める当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。
 - (1) 高度処理型浄化槽の新設に対する補助金の額は、浄化槽の人槽区分に応じ、<u>別表第1</u>に定める額を限度とする。
 - (2) 高度処理型浄化槽への転換に対する補助金の額は、浄化槽の種類及び人槽区分に応じ、<u>別表第2</u>に定める 額を限度とし、転換に伴う附帯費用として<u>別表第3</u>に定める額を限度にそれぞれ加算して算出した額とする。 (交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高度処理型浄化槽の設置に係る工事着手前 にあらかじめ高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付申請書(<u>様式第1号</u>)に関係書類を添えて、市長に申請し なければならない。

(交付決定)

- 第7条 市長は、<u>前条</u>の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定した申請者に対して、高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付決定通知書(<u>様式第2号</u>)を、補助金を交付しないと決定した場合は、高度処理型浄化槽設置事業費補助金不交付決定通知書(<u>様式第3号</u>)を通知するものとする。 (変更承認申請)
- 第8条 <u>前条</u>の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の申請内容を変更する場合、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、高度処理型浄化槽設置事業費補助金変更承認申請書(<u>様式第4号</u>)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は<u>前項</u>の承認申請を受けた場合は、その内容を審査し、申請内容の変更を承認したときは、高度処理型浄 化槽設置事業費補助金変更承認(不承認)決定通知書(<u>様式第5号</u>)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業を実施することが困難となった場合は、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 <u>前項</u>の規定は、<u>第1項</u>に定める変更申請書が提出された場合について準用する。 (租場確認)
- 第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助事業の施工状況等を現場において確認するものとする。
- 2 高度処理型浄化槽への転換に係る宅内配管工事においては、施工完了後に現地において確認するものとする。 (実績報告)
- 第10条 補助事業者は、補助事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに高度処理型浄化槽設置事業費補助金実績報告書(<u>様式第6号</u>)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及び交付条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付額確定通知書(<u>様式第7</u>号)により速やかに補助事業者に通知するものとする。

(交付時期)

- 第12条 市長は、前条に規定する補助金交付額確定後、高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付請求書(<u>様式</u> 第8号)による補助事業者の請求に基づき、補助金を一括して交付するものとする。 (交付決定の取消し)
- 第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、既に決定した補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、補助事業者に補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 浄化槽の設置が不適当であると認めるとき。
 - (2) 偽りの申請その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) その他市長の指示又は条件に従わなかったとき。
- 2 市長は、<u>前項</u>の規定により交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずる場合は、高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付決定取消通知書(<u>様式第9号</u>)により通知するものとする。

(様式の変更)

第14条 事務の簡素化、効率化等に資する場合、住民の利便性が向上する場合等は、この告示に定める様式を変更して使用することができるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 小美玉市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成18年小美玉市告示第64号)は、廃止する。

附 則(平成31年告示第93号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第96号)

(施行期日等)

1 この告示は、元号を改める政令の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に存するこの告示の規定により令和の元号又はその略号を用いることとなる小美玉市告示の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、当該元号又はその略号を用いる部分を訂正し、なお使用することができる。

附 則(令和2年告示第120号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第47号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第52号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第94号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第74号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第151号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

浄化槽の種類	人槽区分	補助限度額
	5人槽	822,000円
びりん除去能力を有する浄化槽) 	6人~7人槽	1,111,000円
	8人~10人槽	1,585,000円

別表第2(第5条関係)

浄化槽の種類	人槽区分	補助限度額
第2条第2号アに定める高度処理型浄化槽(窒素又	5人槽	360,000円
はりん除去能力を有する浄化槽)	6人~7人槽	462,000円
	8人~10人槽	585,000円
第2条第2号イに定める高度処理型浄化槽(高度窒	5人槽	474,000円
素除去能力を有する浄化槽) 	6人~7人槽	570,000円
	8人~10人槽	723,000円
第2条第2号ウに定める高度処理型浄化槽(窒素及	5人槽	1,071,000円
びりん除去能力を有する浄化槽) 	6人~7人槽	1,422,000円
	8人~10人槽	1,996,000円

別表第3(第5条関係)

加算額の区分 補助限度額

単独処理浄化槽の撤去(地中残置処分を除く。)	120,000円
くみ取り便槽の撤去(地中残置処分を除く。)	90,000円
単独処理浄化槽の雨水貯水槽等への再利用	90,000円
高度処理型浄化槽への転換に係る宅内配管工事	300,000円

様式第1号(第6条関係)

小美玉市長 様

(申請者) 住 所 氏 名 電 話

高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付申請書

高度処理型浄化槽設置事業費補助金の交付を受けたいので、小美玉市高度処理型浄化槽 設置事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請しま す。なお、審査に必要となる私及び私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について各 関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

設 置 場 所	小美玉市
補 助 区 分	□ 新 設 □ 転 換 (□既設単独処理浄化槽 □既設くみ取り便槽 □建替え)
浄化槽の種類	□ 窒素及びりん除去型 (人槽)□ 窒素又はりん除去型 (人槽)□ 高度窒素処理型 (人槽)〔浄化槽名称及び型式]
住宅の種類	□ 専用住宅 □ 併用住宅 〔延べ床面積 ㎡、居住部の床面積 ㎡ 〕
住宅等所有者	住宅 □ 本人所有 □ 共有 □ その他()
住七节別有有	敷地 □ 本人所有 □ 共有 □ その他 ()
設置事業費	FI
補助金申請額	申請額合計 金 円 (内 訳)・高度処理型浄化槽設置分 円 ・単独処理浄化槽の撤去分 円 ・くみ取り便槽の撤去分 円 ・雨水貯水槽等への再利用分 円 ・転換に係る宅内配管工事分 円
誓 約 事 項	浄化槽を設置し、使用を開始した後、浄化槽法第7条の規定に基づく水質検査及び同法第11条の規定に基づく年1回の定期検査を確実に受験します。
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
浄化槽設置工事 の 施 工 業 者	所在地 名称又は氏名 電 話

(裏面につづく)

添付書類

- 1 設置場所の案内図、敷地内配置図及び排水経路図
- 2 設置工事費見積書 (内訳のわかるもの)
- 3 浄化槽設置明細書の写し及び建築確認通知書の写し(新築の場合) 浄化槽設置届出書の写し(転換の場合)
- 4 現況施設の写真 (転換の場合)
- 5 登録書及び登録浄化槽管理票(C票)
- 6 保証登録書
- 7 浄化槽工事業の登録、届出等を証する書面
- 8 浄化槽設備士免許状(昭和62年度以前免許取得者は特別講習会修了証書)の写し
- 9 賃貸人の承諾書(住宅等を借りている者)
- 10 単独浄化槽の撤去費補助を申請する場合 現況の配置図、排水系統図、撤去費見積書
- 11 その他市長が必要と認める書類

居住地の完納証明書又は納税証明書(市税に未納がないこと)市外の方のみ 委任状(申請者本人以外の方が代理申請する時)

第 号 年 月 日

印

様

小美玉市長

高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高度処理型浄化槽設置事業費補助金については、小美玉市高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円 内 訳
(高度処理型浄化槽設置分 円)
(単独処理浄化槽の撤去分 円)
(くみ取り便槽の撤去分 円)
(雨水貯水槽等への再利用分 円)
(転換に係る宅内配管工事分 円)

2 交付条件等

様式第3号(第7条関係)

第 号年 月 日

様

小美玉市長 印

高度処理型浄化槽設置事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高度処理型浄化槽設置事業費補助金については、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付の理由

年 月 日

小美玉市長 様

(申請者) 住 所 氏 名 電 話

高度処理型浄化槽設置事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高度処理型浄 化槽設置事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、小美玉市高度処理型浄化 槽設置事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の変更
 - (1)変更の内容
 - (2)変更の理由
- 2 補助事業の中止又は廃止の理由

<添付書類>

- (1) 浄化槽設置費補助金交付決定通知書(写し)
- (2) 当初申請に添付した書類のうち、変更に係る書類一式

様式第5号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

第 号年 月 日

様

小美玉市長 印

高度処理型浄化槽設置事業費補助金変更承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高度処理型浄化槽設置事業費補助金の変更 (中止・廃止) については、下記のとおり承認(不承認)することを決定したので、小美 玉市高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

承認する。
 (承認事項)

2 承認しない。
 (不承認の理由)

小美玉市長 様

(申請者) 住 所 氏 名 電 話

高度処理型浄化槽設置事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった高度処理型 浄化槽設置事業費補助金について、補助事業が完了したので、小美玉市高度処理型浄化槽 設置事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所		
浄化槽名称及び型式		
設置事業費		円
	補助交付決定額 金	円
補助金交付額	(内 訳)高度処理型浄化槽設置分 _ 単独処理浄化槽の撤去分 _ くみ取り便槽の撤去分 _ 雨水貯水槽等への再利用分 _ 転換に係る宅内配管工事分 _	円 円 円 円
事業完了年月日	年 月	日

<添付書類>

- 1 浄化槽設置工事に係る明細が分かる請求書の写し及び領収書の写し
- 2 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 3 浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し
- 4 施工状況写真
- 5 浄化槽設備士の証明したチェックリスト
- 6 既設単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に関する産業廃棄物管理表(マニフェスト)の写し又は最終処分場の発行する証明書
- 7 その他市長が必要と認める書類(住民票:申請時に市外在住の方)

様式第7号(第11条関係)

様式第7号(第11条関係)

第 号年 月 日

様

小美玉市長 印

高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった高度処理型浄化槽設置事業費補助金に ついては、小美玉市高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下 記のとおり額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額	<u>金</u>	円
内 訳		
(高度	処理型浄化槽設置分	円)
(単独	処理浄化槽の撤去分	円)
(くみ	取り便槽の撤去分	円)
(雨水	貯水槽等への再利用分	円)
(転換	に係る字内配管工事分	円)

年 月 日

小美玉市長 様

(申請者) 住 所 氏 名 電 話

高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった小美玉市高度 処理型浄化槽設置事業費補助金について、小美玉市高度処理型浄化槽設置事業費補助金交 付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

請	求	金	額	Р	
			先	金融機関名	
				支 店 名	
振	2.1	込		預 金 種 別 普通 当座	
1800	12			口座番号	
				口座名義人	
			ふ り が な		
				※申請者と振込先の口座名義人が違う場合	
委			任	私は、小美玉市高度処理型浄化槽設置事業費補助金の受領について、次 の者に委任します。	
				住 所	
			氏 名		
備			考		

様式第9号(第13条関係)

第 号年 月 日

様

小美玉市長 印

高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した高度処理型浄化槽設 置事業費補助金については、下記理由により交付決定を取り消したので、小美玉市高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知する。

記

- 1 取消金額 円
- 2 取消理由

小美玉市長 殿

誓 約 書

茨城県浄化槽設置事業費等補助金交付要項第6条第1号の規定により、下記の事項を遵守することを 誓約いたします。

記

- 1 浄化槽法(昭和58年法律第43号)(以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、浄化槽を設置及び浄化槽の構造又は規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。
- 2 法第10条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。
 - (1) 保守点検

分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式、脱窒	ろ床接触ばつ気方式
処理対象人員が 20 人以下は年3回以上	
処理対象人員が 21 人以上 50 人以下は年4回以上	
上記以外の場合(大臣認定型など) 年回※以上	
※維持管理要領書等に記載されている回数を記載して	ください。分からない場合はメーカー 、
もしくは浄化槽保守点検業者にお問い合わせくださ	٧٠ _°
、※多くの場合は年3回以上となっています。	

(2) 清掃

年1回以上

- 3 法第11条第1項の規定に基づき、毎年1回水質に関する検査を受検すること。
- 4 1、2及び3を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

以上

住所

連絡先

氏名

(法人にあっては主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

様式第7号(第6条第1号関係)

令和 6年 8月 1日

小美玉市長 殿

誓 約 書

茨城県浄化槽設置事業費等補助金交付要項第6条第1号の規定により、下記の事項を遵守することを 誓約いたします。

記

1 浄化槽法(昭和58年法律第43号)(以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、浄化槽を設置及び浄化槽の構造又は規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。

- 2 法第10条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。
 - (1) 保守点検

分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式、脱窒ろ床接触ばつ気方式

処理対象人員が20人以下は年3回以上

処理対象人員が21人以上50人以下は年4回以上

上記以外の場合(大臣認定型など) 年 3 回※以上 ⊻

※維持管理要領書等に記載されている回数を記載してください。分からない場合はメーカー もしくは浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。 ※多くの場合は年3回以上となっています。

(2) 清掃

年1回以上

- 3 法第11条第1項の規定に基づき、毎年1回水質に関する検査を受検すること。
- 4 1、2及び3を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

以上

住所 水戸市笠原町 978-6

連絡先 029-301-1111

氏名 茨城 太郎

(法人にあっては主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)